

※1【中小企業基本法に規定する中小企業者・小規模企業者とは】

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす会社又は個人)		小規模企業者 (下記を満たす事業者)
	資本の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他（下記を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下		
小売業		50人以下	

上記の表に該当し、その業種（事業）を、主たる事業として営む会社又は個人事業主になります。

※1【中小企業基本法における会社等の範囲】

中小企業者に該当する	中小企業者に該当しない <u>(本支援金の対象とならない)</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法上の会社等 (株式会社、有限会社、合同会社等) ・ 士業法人 (税理士法に基づく税理士法人等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医者（医療法人） ・ 社会福祉法人 ・ 特定非営利活動（NPO）法人 ・ 一般社団、財団法人 ・ 公益社団、財団法人 ・ 学校法人 ・ 農事組合法人 ・ 有限責任事業組合（LLP） ・ 組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）

(中小企業庁HP FAQ「中小企業の定義について」より)

※2【従業員とは】

従業員とは雇用契約に基づき、使用者（事業主）と雇用契約書もしくは労働契約書を取り交わした上で業務に従事する者を言います。正社員だけではなく、契約社員やパートとして雇用された人も雇用契約を結んでいれば、従業員に該当します。

雇用契約によらない派遣社員や業務委託、会社法上の役員（取締役、監査役など）は従業員には該当しません。

また、個人事業主の元で、生計を一にして、専らその事業に従事している配偶者や親族などの家族従業員（専従者）についても従業員には該当しません。